# 北海道地域防災計画

(地震·津波防災計画編) 新旧対照表

令和6年(2024年)1月

北海道防災会議

					7に7	#担地場的グ	<b>注計画(地震</b>	•	波防災計	<b>凹</b> 編 <i>)</i>	旧刈炽本	ζ				
頁			現	行(令和5	5年1月)						修	正(令和6	年1月)			修正理由
19	づき、北海道の地に関してとるべき 生命、身体及び駅 表1-5-2 既往地が (総合) 振興局名 (略) ((	害対策基本 対域におけるは 措置を定め 対産を災害から 悪による(総 略)	去(昭和36年 地震・津波災 ることにより ら保護するこ 合)振興局別	法律第223号。 害の防災対策 、防災活動の とを目的とす 別最大震度 最 :	以下「基本活 に関し、必要 総合的かつ計 る。 大震度 はまままる(発	画的な推進を図り	るとともに、防災	びE 第2 対策 動の をす 表1	日本海溝・千島 27号。以下「 能に関し、必要 D総合的かつ記 する。 -5-2 (総合) 。 (略) ( 上 川	経営対策基本に 高海溝周辺海洋 日本海溝特措 にな体制を確立 計画的な推進を 既往地震 略) 5強 中川:	<u>構型地震に保法」という。</u> 立するととも を図り、もっ による(総行 による(総行 上川地方北	手法律第 223 号 る地震防災対 )に基づき、 に、防災に関いて道民の生命 合)振興局別量 最 フ 記点: 地震名又	景。以下「基 策の推進に関 北海道の地 してとるべき 、身体及び限 大震度 大震度 は震央名(発	産を災害から保証	(平成 16 年法律	修正理由 第5章で日本海溝・ 清・千島海溝周 辺対策兼の大震師 変対策兼のため 加(北海道) 上川総合振興局 管内でを観ました、2022年8月 の上川世房追加 (札幌管区象
28	表 1-6-2	主要活断層及	ひ海溝型地	震の長期評価					表 1-6-2	主要活断層及	び海溝型地	震の長期評価				台) 長期評価の時点 更新(札幌管区
	主要断層耐名	地震規模 (マグニチュー ド)	30年以内	地震発生率 50 年以内	100年以内	平均活動間隔	最新活動時期	主	要断層耐名	地震規模 (マグニチュー ド)	30 年以内	地震発生率 50 年以内	100 年以内	平均活動間隔	最新活動時期	気象台)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	石狩低地東縁断 層帯(主部)	7.9程度	ほぼ0%	ほぼ 0%	ほぼ0~ <u>0.002%</u>	1000 年-2000 年 程度	1739 年-1885 年	11	游低地東緑断 帯(主部)	7.9程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ0~ 0.003%	1000 年-2000 年 程度	1739年-1885年	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
29	(注) 算定基準日: 	令和4年(2022	<u>年)</u> 1月1日						)算定基準日: 	令和5年(2023	<u>年</u> 1月1日					長期評価の時点
29	【 <b>海</b> 海空地宸】	地震規模(マ						L/#	神神空地震』	地震規模(マ				1		更新 (札幌管区
	領域又は地震名	グニチュート゛)	10 年以内	30 年以内	50 年以内	平均活動間隔	最新活動時期	領	域又は地震名	ク゛ニチュード)	10 年以内	30 年以内	50 年以内	— 平均活動間隔	最新活動時期	気象台)
	千 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	千	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	島 十勝沖 海	8.0~8.6程 度	<u>0. 3%</u>	10%程度	40%程度	80.3年	18.3 年前	島海	1 327 1	8.0~8.6程 度	0.4%	10%程度	40%程度	80.3年	19.3年前	
	溝 根室沖 沿	7.8~8.5程 度		80%程度	90%程度 以上	65.1年	48.5年前	満沿	1112-7-	7.8~8.5程 度	30%程度	80%程度	90%程度 以上	65.1年	49.5年前	
	い(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	い	(加口)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	日 超巨大地震本 (東北地方海 太平洋沖溝型)	9.0程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	1ੜੀੜੰ 0%	550~600 年 程度	10.8年前	日 本 海 溝	(東北地方 太平洋沖	9.0 程度	ほぼ 0%	ほぼ 0%	まぼ 0%	550~600 年 程度	11.8年前	
	沿 青森県東方 い 沖及び岩手 県沖北部	7.9程度	<u>0.007%∼</u> <u>4%</u>	10%~30%	70%程度	97.0年前	53.6年前	沿い	沖及び岩手 県沖北部	7.9程度	0. 01%~5%		70% <u>~80%</u>	97.0年前	54.6年前	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

頁			現	行(令和5年	年1月)						修	正(令和6:	年1月)			修正理由
29	【海溝型地震】							【油	溝型地震】							長期評価の時点
	領域又は地震名	地震規模(マ グニチュード)		地震発生率		平均活動間隔	最新活動時期	領	域又は地震名	地震規模(マ グニチュード)		地震発生率		- 平均活動間隔	最新活動時期	更新(札幌管区 気象台)
		, , , ,	10 年以内	30 年以内	50 年以内					, , , ,	10 年以内	30 年以内	50 年以内			
	日(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	日		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	本 北海道西方 海 沖の地震	7.5前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	1400~ 3900 年程度	81.4年前	本海	北海道西方 沖の地震	7.5前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	1400~ 3900 年程度	82.4年前	
	満 北海道南西 東 沖の地震	7.8前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	500~ 1400 年程度	28.5年前	溝東	北海道南西 沖の地震	7.8前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	500~ 1400 年程度	29.5年前	
	縁 青森県西方 部 沖の地震	7.7前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	500~ 1400 年程度	38.6年前	縁部	青森県西方 沖の地震	7.7前後	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	500~ 1400 年程度	39.6年前	
	(注) 算定基準日:	令和4年(2022 :	<u>年</u> 1月1日			,		注	) <b>算定<u>基準</u>日</b> :	令和5年(2023年	<u>丰</u> 1月1日		1		,	
30	考図 7-1-1~ 表を行ったこ 津波浸水予測 定した。	洋沿岸に影響 7-1-13) してい とから、公表 側図を見直し、 津波浸水想定	を及ぼす最力いるが、令和 さされた津波 「津波防災地	2年4月に国 所層モデルを基 地域づくりにB 号図11-1-1~1	が日本海溝・ 基に検討を行い 関する法律」(1	千島海溝沿い巨 い、令和3年7 こ規定する津波	24年度に作成(参 大地震モデルの公 月に太平洋沿岸の 浸水想定として設 今後、被害想定計	<u>3</u>	考図 7-1-1~表を行ったこまを行ったこまを行ったこまに浸水予測定した。この新ため12 月に日本海道日本北海道日本の断層モデル「津波防災地」この津渡りび減災目標の北海道オオた最大クラスに規定する温	注沿岸に影響 7-1-13)、公司 (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	響を及ぼす最力 いるが、令波にするが、令波にするが、令波にからが、令波にかき。 ではいるが、一連次のはからでは、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点では、一点	2年4月に国 所層モデルを 地域づくりに 野図11-1-1~ 地震の被害想 ウスの津波浸 公表された で現定する津 り-1-1~9-1- 最大クラスの 会計を行い、 こ。 図 12-1-1~12	が日本海溝・ 基に検討を行い 関する法律」( 11-1-9に示す 定を公表し、 水予測につい 所層モデルを 皮浸水想定と 8に示すとお 津波浸水予測 令和5年2月	千島海溝沿い巨い、令和3年7に規定する津波であり、令和5年2月にでは、平成26年基に検討を行い、して設定した。いであり、今後については、国に「津波防災づ	24 年度に作成(参 大地震モデルの公 月に太平洋沿岸の 浸水想定として設 令和4年7月及び 日本海溝・千島海 9月に国が日本海 平成29年2月に 、被害想定計算及 や北海道が設定し くりに関する法律 後、被害想定計算	減災計画の策定 にともなう修正 (北海道) 日本海沿岸及び オホーツク海沿 岸の津波浸水想 定を追記(北海 道)

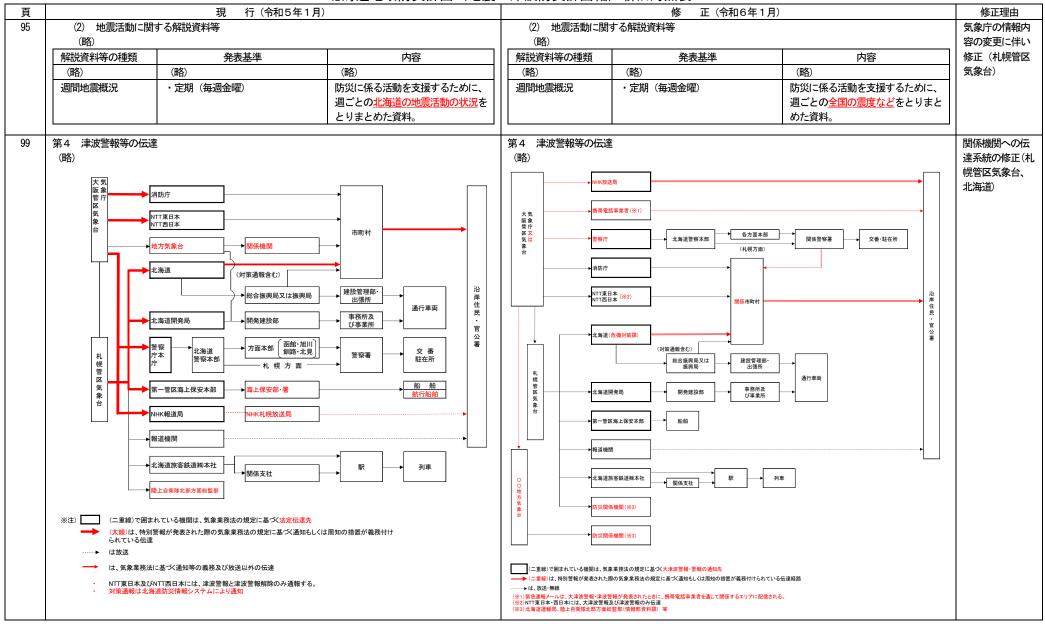
頁	現 行(令和5年1月)	修 正(令和6年1月)	修正理由
36	(5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波(いわゆる津波地震や遠地地震によって引き起こされるもの)が発生する可能性がある。	(5) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波(いわゆる津波地震や遠地地震、 火山噴火等によって引き起こされるもの)が発生する可能性がある。	防災基本計画と の整合のため修
	(略)	(略)	正(北海道)
	2 船舶関係者	2 船舶関係者	
	(略)	(略)	
	(新設)	3 漁業地域関係者	59 頁の「(3)漁
		(1) 陸上・海岸部にいる人は、陸上の指定緊急避難場所に避難する。決して漁船や海を見に行かな	業地域におい
		い。漁港にいる漁船等の船舶の乗船者も陸上の指定緊急避難場所に避難する。	て、周知を図る
		(2) 漁港周辺にいる漁船等の船舶で避難海域に逃げる方が早い場合、または沖合にいる漁船等の船舶	事項」と整合を
		は、直ちに水深概ね50m以深の海域(一次避難海域)へ避難する。一次避難海域に避難するまで の間に気象庁からの津波情報を入手し、「大津波警報」が出された場合、更に水深の深い海域(二	図るため追加 (北海道)
		の間に対象すがらの手が目前を入于し、「入手が言葉」が出された場合、更に小床の床が伸歩(二次選載を減)へ選載する。	(44/世)旦/
		(3) 避難判断は、独自の判断では行わず、大津波警報(特別警報)・津波警報・津波注意報が解除さ	
		れるまで避難海域で待機する。	
39	第11 津波に強いまちづくり	第11 津波に強いまちづくり	文言修正(北海
	1 (略)	1 (略)	道)
	2 国及び道は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の	2 国及び道は、津波災害のおそれのある区域について、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の	
	現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、津波浸水想定を <mark>設定する</mark> ものと	現状を把握するための基礎調査を行う。道は、その結果を踏まえ、 <u>必要に応じ、</u> 津波浸水想定を <mark>見</mark>	
40	する。	<u>直す</u> ものとする。	4=67 / II.Y
42	第2 北海道防災会議の行う訓練 (略)	第2 北海道防災会議の行う訓練 (略)	文言修正(北海 道)
	1 防災総合訓練	1 防災総合訓練	追/
	災害時における応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害救助、水防活動、大規模地震等を想	・	
	定した総合訓練を実施する。		
L			
44~	第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備	第3 災害時におけるボランティア活動の環境整備	防災基本計画と
45	(1) ~ (4) (略) (本C=N)	(1)~(4)(略)	の整合のため修
	<u>(新設)</u>	(5) 道は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、道内において活動を行う災害中間 支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織や都道府県域において災害	正(北海道)
		め定めるよう努めるものとする。	
45	(新設)	(6) 市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等におい	防災基本計画と
		て、災害ボランティアセンターを運営する者(市町村社会福祉協議会等)を明確化するととも	の整合のため修
		に、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう	正(北海道、北
		努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンター	海道社会福祉協
		の運営に係る費用負担については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等に	議会)
		<u>より、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u>	

		· 净放防火引鸣褊/ 利口为思衣	<i>λ</i>
	10 11:11: 1 10:	19 = (1) H = 1 · ///	·
頁 50~ 52	第3 避難所の確保等 (略) 2 市町村は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。 (略) (新設) (略) 第4 市町村における避難計画の策定等 1 (略) 2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知市町村長は、住民の円滑な避難を確保するために、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等。必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。 3 市町村等の避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 (的) (1)~(4) (略) (5) 指定緊急避難場所・指定避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項 ① 給水、給食措置	修 正(令和6年1月) 第3 避難所の確保等 (略) 2 市町村は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあっては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定福祉避難所として指定する。 (略) 4 要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。 (略) 第4 市町村における避難計画の策定等 1 (略) 2 防災マップ・ハザードマップ等の作成及び住民への周知市町村長は、住民の円滑な避難を確保するために、浸水想定区域など、災害発生時に人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。  3 市町村等の避難計画(略) (1) ~(4) (略)	修正理由 防災基本計画とのため修正 (北海道) 「大阪整本のため修正 (北海道) 「大阪整本のため修正 (北海道) 「「オンは、大阪をでする。」 「オンは、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪では、大阪で
54	② 毛布、寝具等の支給 ③ 衣料、日用必需品の支給 ④ <mark>暖房</mark> 及び発電機用燃料の確保 ⑤ 負傷者に対する応急救護  1 道の対策 (略) (1) 地域における安全体制の確保 災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするために は、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による 協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。	② 毛布、寝具等の支給 ③ 衣料、日用必需品の支給 ④ 冷暖房及び発電機用燃料の確保 ⑤ 負傷者に対する応急救護  1 道の対策 (略) (1) 地域における安全体制の確保 災害時において、要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるようにするためには、平常時から要配慮者の実態を把握しておくとともに、関係団体、自主防災組織や住民による協力・連携の体制を確立しておくことが必要である。	12 日付け府政防 第 2842 号、消防 災第 131 号)通知 による、避難所 の冷暖房の充実 強化を踏まえた 修正(北海道) 防災基本計画と の整合のため修 正(北海道)
	このため、市町村に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が 促進されるよう、先行事例 <mark>を紹介するなど作成</mark> 支援に努めていく。	このため、市町村に対し、要配慮者の具体的な避難方法について定めた個別避難計画の作成が 促進されるよう、先行事例 <mark>や留意点等の提示、研修会の実施等の取り組みを通じた</mark> 支援に努めて いく。	

-		一种似例灭乱图栅/利口列聚议	M
頁	現 行 (令和5年1月)	修 正 (令和6年1月)	修正理由
54	2 市町村の対策 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、平常時から避難 行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に 更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支 障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切 な管理に努めるものとする。 また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会 福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する 情報共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。	2 市町村の対策 市町村の対策 市町村は、防災担当部局と福祉担当部局をはじめとする関係部局との連携の下、平常時から避難 行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に 更新を行うとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支 障が生じないよう、電子媒体と紙媒体の両方で保管するほか、被災者支援業務の迅速化・効率化の ため、デジタル技術を積極的に検討する。等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努める ものとする。 また、消防団、警察、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会 福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する 情報共有、避難行動支援に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。	防災基本計画と の整合のため修 正(北海道)
55	(5) 個別避難計画の策定 市町村は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署 による横断的な組織のほか、選難支援等関係者と連携しながら策定に取り組む。  (6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供 市町村は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。	(5) 個別避難計画の策定 市町村は、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。 (6) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画の提供市町村は、避難支援等関係者が避難行動要支援者の災害時における避難方法や避難支援の内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性を高めるため、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に提供する。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しない。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。。	防災基本計画と の整合のため修 正(北海道)
57	第2 津波災害に対する予防対策 津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水予測図」及び「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定を行うものとする。	第2 津波災害に対する予防対策 津波の発生を予知し、防御することは極めて困難なことであるが、この予防対策として過去の被害状況や道が調査研究した「津波浸水想定区域図」、国が調査した「浸水予測図」などを参考として、国は、津波予測の高精度化のための観測体制を整備すること、道は、設定した「津波浸水想定」を踏まえて、あらかじめ、関係市町村の意見を聴いた上で、津波災害警戒区域の指定や見直しを行うものとする。	文言修正(北海道)
59	(1) 一般住民に対し、周知を図る事項 ア〜エ(略) オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波(いわゆる津波地震や遠地地震 によって引き起こされるもの)が発生する可能性がある。	(1) 一般住民に対し、周知を図る事項 ア〜エ(略) オ 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波(いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等によって引き起こされるもの)が発生する可能性がある。	防災基本計画と の整合のため修 正 (北海道)

-		TB 仁			ت ایج	▪浑波防災計画編》 □		(人和 ( 左 1 日 )		<b>松</b> 丁田山
<u>頁</u> 66	第1 現 況	現行	(令和5年1月)			第1 現 況	11令 止	(令和6年1月)		修正理由
00	新 「									日現在の土砂災
	I (#G/			【 <mark>R4</mark> . 4. 1 現在】		I (MD)			【R5.4.1 現在】	害計画区域数及
		平成 14 年度公表土		<u></u>			平成 14 年度公表土		<u></u>	び山地災害危険
	自然現象の種類	砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域			自然現象の種類	砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	地区数に修正
	名は公共の出去		0.400			名は公共の出土		0.511		し、情報掲載先
	急傾斜地の崩壊	6, 466	<u>6, 430</u>	6, 147		急傾斜地の崩壊	6, 466 4, 995	6, 511	<u>6, 227</u>	を追加(北海
	土石流	4, 995	4, 668	1, 773		土石流	· ·	4, 733	1,801	道)
	地滑り	437	<u>502</u>	7 000		地滑り	437	506	0	
	指定箇所数 計	11, 898	<u>11, 600</u>	<u>7, 920</u>		指定箇所数計	11, 898	11, 750	8,028	
								-ムページから確認する。 響戒区域等の指定状況		
							以同年収ンステム・エザ火デ jp/hokka i do-sabou/ (		<u> </u>	
						<u> </u>	ip/hokkaido-sabou/sp/			
						·····	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	( · · · · / /////		
	2 本道における山地災	害危険地区は、次のとお	<b>さり</b> 。			2 本道における山地災	(害危険地区は、次のと	- • •		
		•	( <u>R4</u> . 4. 1)					【 <u>R5</u> . 4. 1】		
	区分	篋	所数			区分	筐	所数		
	山地災害危険地区		<u>15, 440</u>			山地災害危険地区		<u>15, 474</u>		
								いら確認することができる	<u>る。</u>	
						(北海道(民有林) <i>0</i> .				
						https://hkd-tsn-ki				
						_(北海道(国有林) <i>0</i> .				
						nttps://www.rinya.	matt. go. jp/nokkatdo/t	isan/kikentiiki/index.	<u>numi</u>	
68	(5) 十砂災宝警戒情	報等が発表された場合に	すったに 海難指示等を発く	することを基本とした具	休的	(5) 十砂災宝警戒情報	報等が発表され <i>た</i> 場合に	直ちに避難指示等を発令	 うすることを基本とした具体的	現状にあわせた
				・ Fを避難指示等の発令単位					を避難指示等の発令単位とし	文言の追加(札
				<b>达</b>					険度分布(土砂キキクル(大	幌管区気象台)
	害)の危険度分布	i及び土砂災害危険度情幸	<b>⑥ において危険度が高ま</b>	さっているメッシュと重な	った	雨警報(土砂災害)	の危険度分布 <u>)</u> 及び土	砂災害危険度情報)にお	いて危険度が高まっているメ	
	土砂災害警戒区域	は・危険箇所等に発令する	ることを基本とする。			ッシュと重なった	土砂災 <del>害警</del> 戒区域・危険	箇所等に発令することを	基本とする。	
68	 1 地すべり等予防計					   1 地すべり等予防計				土砂災害防止法
00	(略)					(略)	iei			により、警戒区
	(2) 北海道					(2) 北海道				域の調査結果を
	ア 急傾斜地崩壊	防止工事の実施を推進す	rるとともに、定期的に放	配設点検を実施し、必要に	応じ	ア急傾斜地崩壊	防止工事の実施を推進す	るとともに、定期的に施	設点検を実施し、必要に応じ	市町村へ通知し
	適切な処置を講	<b>ずるものとする。</b>				適切な処置を講	<b>ずるものとする。</b>			ていることから
								fic関する資料を提供し、	住民への資料の提供について	追加(北海道)
						指導するものと	<u>:する。</u>			
78	② 所掌等					② 所掌等				道の組織機構改
	地方連絡本部の各班	その所掌事務は、災害対策	6地方本部の各班の所掌事	幕務に準ずる。 庶務は総合	振興	地方連絡本部の各班	Hの所掌事務は、災害対策	したおおりますがある。 しておりますがある。 しておりますが、 しておりますがは、 しておりますが、 しておりますが、 しておりますが、 しておりますが、 しておりますが、 しておりますが、 しておりますがは、 しておりますが、 しておりますが、 しておりますが、 しておりますが、 してままがまがらまがらまがらまがらまがらまがらまがが、 してままがらまがらまがらまがらまがらまがらまがらまがらまがらまがらまがらまがらまがら	事務に準ずる。庶務は総合振興	正に伴う修正
	局又は振興局地域創生	部 <u>地域政策課</u> において処	<u>心</u> 理する。			局又は振興局地域創生	:部 <u>危機対策室</u> において処	<u>□</u> 理する。		(北海道)

			北海道地域防災計画(地震	・津波防災計画編	)新旧対照表		
頁		現 行(令和5年1月)			修 正(令和6年1月)	)	修正理由
92	緊急地震速報(警報	夏度5弱以上の揺れが予想された場合に、		<u>想された場合</u> に、原報(警報)を発表す	慶度5弱以上の揺れが予想された場合 <u>ま</u> 慶度4以上 <u>または長周期地震動階級3以</u> ける。 弱以上 <u>または長周期地震動階級4</u> の揺れる	たは長周期地震動階級3以上の揺れが予上が予想された地域に対し、緊急地震速を予想した緊急地震速報(警報)は、地	気象庁の情報内 容の変更に伴い 修正(札幌管区 気象台)
94	(1) 地震に関する	情報		(1) 地震に関する	情報		従来「震源・震
	地震情報の種類	発表基準	内容	地震情報の種類	発表基準	内容	度に関する情
	(略) 震源・震度に関する情報 を地の震度に関する情報	(略) 以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報等の発表時 ・若干の海面変動が予測される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した 場合 ・震度1以上	(略)  地震の発生場所(震源)やその規模 (マグニチュード)、震度3以上を 観測した地域名と市町村名を発表  震度5弱以上と考えられる地域で、 震度を入手していない地点があれう 場合は、その市町村名を発表 震度1以上を観測した地点のほか、 地震の発生場所(震源)やその規模 (マグニチュード)を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、 震度を入手していない地点がある場合は、その地名と表表	(略) 震源・震度情報 (略) 推計震度分布図	(略) ・震度1以上 ・津波警報、注意報発表または若干 の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時  (略) ・震度5弱以上	(略)  地震の発生場所(震源)やその規模 (マグニチュード)、震度1以上を 観測した地点と観測した震度を発 表。それに加えて、震度3以上を観 測した地域名と市町村毎の観測した 震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、 震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表 (略) 観測した各地の震度データをもと に、250m四方ごとに推計した震度 (震度4以上)を図情報として発表	報」と「各地の 震度に関する情報」が「震源・ 震度情報」に統合されたこと及び気象庁の情報 内容の変更に伴い修正(札幌管区気象台)
	(略) 推計震度分布図 遠地地震に関す	(略) ・震度5弱以上  国外で発生した地震いついて以下の	地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表(略) 観測した各地の震度データをもとに、1Km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表地震の発生時刻、発生場所(震源)	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震いついて以下のいずれかを満たした場合等※・マグニチュード7.0以上・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源) やその規模(マグニチュード)を概 ね30分以内に発表 <sup>※</sup> 日本や国外への津波の影響に関して も記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知 した場合は1時間半~2時間程度で 発表	
	長周期地震動に関する観測情報	いずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ・震度3以上	やその規模(マグニチュード)を概 ね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関して も記述して発表 高層ビル内での被害の発生可能性等 について、地震の発生場所(震源) や、その規模(マグニチュード)、 地域ごと及び地点ごとの長周期地震 動階級等を発表(地震発生から約20	長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表(地震発生から10分後程度で1回発表)	
			分~30分後に気象庁ホームページ上 に掲載)。				



				北海道地域防災計画(地)	長	凹柵/ 利!			1
頁			現 行(令和5年1月)				修 正(令和6年1月	)	修正理由
106	第1 災害情報等	の収集及び伝送	権体制の整備		第1 災害情報	等の収集及び伝	達体制の整備		防災基本計画と
	1~2(略)				1~2(略)				の整合のため修
	(新設)							防犯に関する情報の取得及び緊急の通報	正(北海道)
								ようにするため、体制の整備充実、設備	
							手段による緊急の通報の仕組み	の整備の推進その他の必要な措置を講ず	
	(m.kr.)				<u>るものとす</u>	<u>රං</u>			
	<u>3</u> (略) <u>4</u> (略)				<u>4</u> (略) <u>5</u> (略)				
	<u>4</u> (略) <u>5</u> (略)				<u>5</u> (略)				
	<u>o</u> (ma)								
108	○ 水災・災害等	读報に関する情	 情報の送付・連絡先		○ 火災・災害	等速報に関する			消防庁の電話番
100	【通常時の連絡先		ATKONZETI ZENDO		【通常時の連絡		INTIXOVELLI ZEMBJE		号等の修正(北
	時間	_	平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日		帯	平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日	海道)
	報告	先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室	報告	先	消防庁応急対策室	消防庁宿直室	
				(消防防災・危機管理センタ				(消防防災・危機管理センタ	
				一内)				一内)	
	NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	
	NIII EINK	FAX	03-5253-7537	03–5253–7553	NII EINK	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	
	消防防災無	電話	90-49013	90-49102	消防防災無	電話	90-49013	90-49102	
	線(注1)	FAX	90-49033	90-49136	線(注1)	FAX	90-49033	90–49136	
	地域衛星通	電話	*-048-500-90- <u>43423</u>	*-048-500-90-49102	地域衛星通	電話	*-048-500-90- <u>49013</u>	*-048-500-90-49102	
	信ネットワ	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036	信ネットワ	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036	
	一ク				一ク (1)				
	(注2)	(± (3 - )	5043	5040	(注2)		5047	5047	
	中央防災無	線(注3)	5017	<u>5010</u>	中央防災無	#線(注3)	5017	<u>5017</u>	
	(略)				(略)				
	<b>『</b> :₩#₩₩₩₩	÷÷₽≣₽₽₽₽	<b>≒</b> 45 <b>/+ 1</b>		<b>『</b> :*##士芒《《中华·	生士が記り出する。	· 古42 什【		
	【消防庁災害対策報告		<del>国権元』</del> 消防庁災害対策な	· 如,桂起集约斯	【消防庁災害対策 報告			本部・情報集約班	
	ŦXロ.	)L	(消防防災・危機		∓X.F	コノレ		管理センター内)	
		電話	03-525			電話	03-525		
	NTT 回線 —	FAX	03-525		NTT 回線	FAX	03-525		
	消防防災無	電話	90-4		消防防災無	電話		9175	
	線(注1)	FAX	90-4		線(注1)	FAX		9036	
	地域衛星通	電話	*-048-500	-90-49175	地域衛星通	電話	*-048-500	<del>-90-49175</del>	
	信ネットワ	FAX	*-048-500	-90-49036	信ネットワ	FAX	*-048-500		
	一ク				一ク				
	(注2)				(注2)				
	中央防災	(無線	<u>50</u>	10	中央防	災無線	50	<u>17</u>	

頁	現 行(令和5年1月)	修 正 (令和6年1月)	修正理由
115~	第 10 指定避難所の運営管理等	第 10 指定避難所の運営管理等	防災基本計画と
116		(略)	の整合のため修
	1 市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。	1 市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、町内会、自治会及び避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。	正(北海道)
116	5 市町村は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。	5 市町村は、指定避難所の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。その際、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、道や市町村、医療・保健関係者等は連携して、段ボールベッドの早期導入や、衛生面において優れたコンテナ型のトイレの配備等の支援を行うとともに、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。	防災基本計画と の整合のため修 正(北海道)
120	第1 実施責任 (略) 2 第一管区海上保安本部 海上における遭難者の救助救出を実施する。	第 1 実施責任 (略) 2 第一管区海上保安本部 海上における遭難者の救助救出を実施する。 また、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、陸上における救助・救急活動等について支援する。	海上保安庁防災 業務計画との整 合のため修正 (第一管区海上 保安本部)
124	第1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あら かじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。	第1 交通応急対策の実施 発災後の道路啓開、応急復旧を迅速に行うため、関係機関及び道路管理者相互の連携の下、あら かじめ道路啓開等の計画を立案するなど事前の備えを推進する。 道路啓開については、北海道道路啓開計画【第2版】(令和4年12月 北海道道路啓開計画検討 協議会)に基づき実施する。	北海道路啓開計画(第2版)が 策定されたため、この計画に 準拠し実施する ことを追加(北 海道)

늄	和/库足地场例火引曲(地层	一个成例又可凹溯/利山对杰女 ————————————————————————————————————	修正理由
頁	現 行(令和5年1月)	修 正(令和6年1月)	
125~ 126	<ul> <li>第3 海上交通安全の確保         <ul> <li>(略)</li> <li>1~3 (略)</li> <li>(新設)</li> </ul> </li> <li>4 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。</li> <li>5 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設</li> </ul>	第3 海上交通安全の確保 (略) 1~3 (略) 4 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡 手段等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。 5 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。 6 航路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設	海上保安庁防災 業務計画との整 合のため修正 (第一管区海上 保安本部)
126~ 127	加路標識が損壊し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるはか、必要に応じて応急標識の設置に努める。      緊急通行車両の確認手続     (略)     (5) 事前届出制度の普及等     道、市町村及び地方行政機関は、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されるよう、輸送協定を締結した民間事業者等に対し、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度の周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。		事前届出制度が 廃止され、発災 前においてもの施 認手続を写可能 るこたに(北海 道、北海道警察
141	第2 医療救護活動の実施 1 北海道 (1)~(4)(略) (5)道は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム (DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンは道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。	第2 医療救護活動の実施 1 北海道 (1)~(4)(略) (5) 道は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム (DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンは道に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際道は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。	本部) 防災基本計画と の整合のため修 正(北海道)
156	第2 石綿飛散防災対策 (略) 1 基本方針 各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(環境省)等 に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。	第 2 石綿飛散防災対策 (略) 1 基本方針 各実施主体は、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル( <mark>第3</mark> 版)」(環境省)等 に基づき、石綿の飛散防止措置を講ずるものとする。	国(環境省)の マニュアル改訂 に伴う修正(北 海道)

	1 [	陸上自衛隊	派遣要請先(持					1	陸上自衛隊		指定部隊等の		T		自衛隊派
禁 長   物班   光町国有   内線 2791   無需地   出直 2300   小泉 2791   未需地   出直 2300   小泉 2791   未需地   出直 2300   小泉 2791   上川 三加   上加   上加   上加   上加   上加   上加   上加		定部隊等の	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	1 1	定部隊等の	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域	(陸上自行 部方面総
回 地   地   地   地   地   地   地   地   地				光町国有	内線 2791	萌、宗谷、オホ ーツクの各総 合振興局又は	第2師団地区全域				光町国有	内線 2791	萌、宗谷、オホ ーツクの各総 合振興局又は	第2師団地区全域	
地   田   田   田   田   田   田   田   田   田		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	<u>(新設)</u>		210 - 1211		光町国有	内線 2430		別町、当麻町、上川 町、東川町、東神楽	
(略)														鷹栖町、比布町、深川 市、妹背牛町、秩父別 町、沼田町、北竜町、	
団長 衛班 町南 7線		(略)							(略)						
(新設)	<b>*</b>			町南7線	内線 <u>2237</u>	十勝、釧路、根 室の各総合振 興局又は振興	第5旅団地区全域				町南7線	内線 <u>2950</u>	十勝、釧路、根 室の各総合振 興局又は振興	第5旅団地区全域	
旅		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		(新設)		通科連		町南7線	内線 3030	十勝総合振興	町、大樹町、浦幌町、	
地		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		第 5 特	<u>隊第3科</u>	帯広市南町南7線	<u>0155-48-5121</u> 内線 3230		町、中札内村 陸別町、足寄町、音更	
		<u>通科</u> 連 隊長(美 幌駐屯		幌町字田	内線 235		空町、美幌町、津別 町、斜里町、清里町、 小清水町、訓子府町、		第 <mark>応</mark> 連(駐車)		網走郡美幌町字田	0152-73-2114 内線 235		町、美幌町、津別町、 斜里町、清里町、小清 水町、訓子府町、置戸	
		(略)													

1	陸上自衛隊	(つづき)		行(令和5年1)			1	陸上自衛隊	(つづき)		正(令和6年1)		
	定部隊等の	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域		定部隊等の	担当部課	所在地	電話	道機関	担当地域
	第7師団 長	第3部防衛班	千歳市祝 梅1016	0123-23-5131 内線 2275 (当直 2208)	石狩、胆振、空 知、日高の各 総合振興局又 は振興局	第7師団地区全域		第7師団	第3部防衛班	千歳市祝 梅1016	0123-23-5131 内線 2275 (当直 2208)	石狩、胆振、空 知、日高の各 総合振興局又 は振興局	第7師団地区全域
7.7	(新設)	<u>(新設)</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	第	第71戦 <u>車連隊長</u>	<u>連隊第3</u> 科	千歳市北 信濃 724	0123-23-2106 内線 5530 (当直 5502)	<u>胆振総合振興</u> 局	登別市、室蘭市、伊 達市、洞爺湖町、豊 浦町、壮瞥町
7 師 団	第72戦 車連隊長 (北恵庭 駐屯地司 令)	連隊第3	恵庭市柏 木町 531	0123-32-2101 内線 235 (当直 300)	石狩振興局、 空知総合振興 局	恵庭市、北広島市、 南幌町、長沼町、栗 山町、由仁町、夕張 市	5 6 日	第72戦車連隊長 北恵庭	連隊第3	恵庭市柏 木町 531	0123-32-2101 内線 235 (当直 300)	石狩振興局、 空知総合振興 局	恵庭市、北広島市、 南幌町、長沼町、栗 山町、由仁町、夕張 市
地区	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	<u>(新設)</u>	地区	車連隊長	<u>連隊第3</u> 科	恵庭市恵 南63	0123-32-3101 内線535 (当直590)	胆振総合振興 局	<u>苫小牧市、白老町</u>
1	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		第11普 通科連隊 長	<u>連隊第3</u> 科	千歳市祝 梅1016	0123-32-5131 内線 2335 (当直 4400)	石狩振興局	千歳市
	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		第7特科 連隊長	<u>連隊第3</u> 科	<u>千歳市祝</u> 梅1016	0123-32-3101 内線 2435 (当直 4410)	胆振総合振興 局、日高振興 局	安平町、厚真町、む かわ町、日高町、平 取町
	(略)	I .						(略)					
	(略)							(略)					
第 11 旅	第10 即動長(滝川 駐市(東河地 司令)	連隊第3 科	滝川市泉 町 236	0125-22-2141 内線 230 (当直 302)	空知総合振興 局、石狩振興 局	芦別市、赤平市、歌志内市、砂川市、滝川市、新十津川町、 浦臼町、奈井江町、 上砂川町、石狩市、 当別町	第 11 旅	動連隊長(滝川)	連隊第3 科	滝川市泉 町 236	0125-22-2141 内線 230 (当直 302)	空知総合振興 局、石狩振興 局	芦別市、赤平市、歌志内市、砂川市、滝川市、新十津川町、 浦臼町、奈井江町、 上砂川町、石狩市、 当別町
団地	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	<u>(新設)</u>	団地	<u> 音                                   </u>	<u>連隊第3</u> 科	札幌市南 区真駒内 17	011-581-3191 内線 2503 (当直 3419)	石狩振興局、 後志総合振興 局	札幌市、神恵内村、 泊村、岩内町、共和 町、倶知安町、京極 町、喜茂別町、蘭越
区							区						町、二七コ町、留寿 都村、真狩村
	(略)							(略)					

<b>-</b>				TE	← /△10 = 左 4 5		或防災計画(地震	<del>/+/</del>	以例父司			工 /人和 0 左 4 月	<b>-</b> \		
<u>頁</u> 169	現 行(令和5年1月)							修 正 (令和6年1月) 1 陸上自衛隊 (つづき)					修正理由		
109	1 陸上自衛隊(つづき) 指定部隊等の 担当部課 所在地 電話 道機関 担当地域						<u>陸工日間隊</u> 定部隊等の	担当部課	所在地	高 <del>红</del>	道機関	担当地域	内線、当直番号の 変更(陸上自衛隊		
	長		担ヨ前誄	州土地	電話	<b>担</b> (税) 判	担当地以	1 長		担当前誄	所往地	電話	坦俄闰	担ヨ地戦	北部方面総監部)
	又	第1特科	団第3科	千歳市北	0123-23-2106	石狩振興局		区	第1特科	団第3科	千歳市北	0123-23-2106	石狩振興局		マアロトンプ 田小の田口ト
	そ		四新四十	信濃 724	内線 <mark>239</mark>	口列派光		<b>そ</b>		四新可行	信濃 724	内線 <mark>5235</mark>	11711/R <del>90</del> /FJ		
	0			10/100 /21	(当直 <mark>302</mark> )			o			IDMX 721	(当直 <mark>5302</mark> )			
	他				( <u>JE</u> )			他				( <u> </u>			
		(略)							(略)						
		(単百)							(加口)						
171	第2 ボランティアの受入れ						第2	第2 ボランティアの受入れ						防災基本計画と	
	道、市町村、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地					道、市町村、社会福祉協議会及び関係団体は、相互に協力し、ボランティア活動に関する被災地						の整合のため修			
	のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ及びその調整のほか、ボランティア活動						の二一ズの批	嘘に努めると	ともに、ボラ	シティアの受入れ	1及びその調整の	ほか、ボランティア活動	正(北海道)		
	をコーディネートする人材の配置等、被災地の早期復旧に向け、ボランティアの受入体制の確保に						をコーディオ	ペートする人を	する できょう かんしゅう かんしゅう かんしょう しゅう しゅう しゅう かんしょう かんしょう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	<b>炎地の早期復旧</b> に	こ向け、ボランテ	ィアの受入体制の確保に			
	努める。						努める。								
	また、ボランティアの受入れに当たっては、 <u>高齢者や障がい者等への支援や、外国人とのコミュ</u>						また、ボランティアの受入れに当たっては、ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配								
	ニケーション等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど、その活動が円滑に行われるよう必要な支援に努める。										イア活動の拠点を	を提供するなど、	その活動が円滑に行われ		
		ボランティブ	7活動の拠点を	提供するなと	:、その活動が円滑	に行われるよう!	必要な支援に努める。	るよう必要な支援に努める。							
173~	第4	救助の実施	あと種類					第4	救助の実施	元と種類					体裁整理及び
174	•							1 救助の実施と種類					言修正並びにる		
	知事は、災害救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助					知事は、災害救助法適用市町村に対し、同法に基づき次に掲げるもののうち、必要と認める救助						編との整合のか			
	を実施するものとする。					を実施するものとする。						めの修正(北海			
	なお、知事は、市町村長が実施した方がより迅速に対処できると判断される次に掲げる救助の実					なお、知事は、市町村長が実施した方がより迅速に対処できると判断される次に掲げる救助の実					道)				
	施について、市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。						施について、市町村長へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。								
	(1) 災害が発生した場合					<ul><li>(1) 災害が発生した場合</li></ul>									
			りの種類		実施期間		実施者区分			めの種類		主な対象者		実施者区分	
		避難所の設		7日以	<del>-</del>		日赤道支部		避難所の設	置 (供与)	-	こより現に被害を		• 日赤道支部	
		応急仮設住	宅の供与	20日以内	<u></u>		対象箇所の選定 <u>~</u> 市					は受けるおそれの	<u>ある</u>		
					完了後、3ヶ月		5 /D				者 "忠	83% (L_L 7 L, 7 L.	o.t		
					<u> </u>		1(但し、委任したと					が発生するおそれの			
	-	16-t-11-1-7	Δ/H/= L 7.Δ		りに延長可能 ロ	きは市田	[竹])					<u>こおいて、被害を</u> ながあれい、現に			
		炊き出して 一の給与	の他による食	品 <u>7日以</u>	<u>N</u>	市町村					を要する		NO.		
	-	飲料水の供	·&&	7日以	h	市町村			応急仮設住	空の供与		<u>218</u> È壊、全焼又は流±	* 対象字	対象箇所の選定:市	
	•		<sup>和</sup> その他生活必			市町村			心心以汉以江	-E071 <del>N-J</del>		E級、王虎スは別し 主する住家がない		. 对象回河以及足 <u>.</u> ·川	
		被服、授兵   品の給与又			<u>Y</u>	印刷孙						自らの資力では		首	
		医療	は見丁	14日以2	h	医療班。	道・日赤道支部(但					ことができない者		- 委任したときは市町	
		△27尽		1711/0/	<u>3</u>		近・口が近文的(位) (したときは市町村)						村)	21	
	<b> </b>	助産		分べんの	0日から7日以内		道・日赤道支部(但		炊き出しそ	の他による食	品避難所	に避難している者:			
		グルエ		73 4/00	AND AND		したときは市町村)		の給与			披害を受け、若し			
	<b> </b>	災害にかか	った者の救助	3日以	4	市町村	3,222,000,000,000					より現に炊事ので:			
		住宅の応急			ュ 以内(国の災害対策						い者				
			·	l l	置された場合は、				飲料水の供	給	災害のが	とめに現に飲料水	を得 市町村		
				月以内)							<u>ること</u> が	ができない者			
	l l			T PARTY											

頁			化海坦地域防火計画(地层		修正理由		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		坂 11 (中和5年1月)			沙山生田		
174	学用品の給与	教科書等 1か月以内	市町村	被服、寝具その他生活必需	住家の全壊、全焼、流失、半	市町村	
	1 111111001111	文房具等 15日以内	市町村	品の給与又は貸与	壊、半焼又は床上浸水、全島	132713	
	埋葬	10日以内	市町村		避難等により、生活上必要な		
	遺体の捜索	10日以内	市町村		被服、寝具、その他生活必需		
	遺体の処理	10日以内	市町村・日赤道支部		品を喪失又は損傷等により使		
	障害物の除去	10日以内	市町村		用することができず、直ちに		
	生業資金の貸与		現在運用されていない		日常生活を営むことが困難な		
	(注) 来期間につい	ては、すべて災害発生の日から起算することと	し、内閣総理大臣の承認を得て実施期間		<u>者</u>		
	<u>を延長するこ</u>	<u>とができる。</u>		医療	災害により医療の途を失った	救護班:道・日赤道支部	
		するおそれがある場合			<u>者</u>	(但し、委任したときは市町 ++)	
	救助の種類	実施期間	<u>実施者区分</u>	Brick	※中変生のロリガロはり※の	村)	
	避難所の設置	救助を開始した日から、災害が発生しない	ハと判明し、 市町村	助産	災害発生の日以前又は以後のスロい中にひずくした者であ	<u>救護</u> 班:道・日赤道支部	
		現に救助の必要がなくなった日まで			7日以内に分べんした者であ って、災害のため助産の途を	(但し、委任したときは市町 村)	
					失った者	137	
				被災者の救助	災害のため現に生命若しくは	市町村	
				100	身体が危険な状態にある者又	1	
					は生死不明の状態にある者を		
					捜索し、又は救出する者		
				被災した住宅の応急修理	災害のため住宅が半壊(焼)	市町村	
					又はこれに準ずる程度の損傷		
					を受け、雨水の侵入等を放置		
					すれば住家の被害が拡大する		
					おそれがある者 など		
				学用品の給与	災害により住家の全焼	市町村	
					(焼)、流失、半壊(焼)又		
					は床上浸水による損失若しく		
					は損傷等により学用品を使用 することができず、就学上支		
					障のある小学校児童、中学校		
					生徒及び高等学校等生徒(幼		
					稚園児、専門学校生、大学生		
					等は対象外)		
				埋葬	災害の際死亡した者を対象	市町村	
					に、実際に埋葬を実施する者		
					に支給		
				遺体の捜索	災害のため現に行方不明の状	市町村	
					態にあり、かつ、四囲の事情		
					により、すでに死亡している		
				Verification to the state of th	と推定される者を捜索する		
				遺体の処理	災害の際死亡した者に、死体	市町村・日赤道支部	
					に関する処理(埋葬を除く)		
					<u>をする</u>		

頁	現 行(令和5年1月)	修 正 (令和6年1月)	修正理由
173~	30 13 (1916 ) 1 1737	15 Tr (1-140 1 - 177)	1922-124
174		障害物の除去  半壊(焼)又は床上浸水した住 家であって、住居又はその周辺 に運ばれた土石、竹木当で一時 的に居住できない状態であり、 自力では当該障害物を除去で きない者	
		2 救助の程度、方法及び期間 災害救助法が適用された場合の救助の程度、方法及び期間については、災害救助法施行細則第12 条によるものとする。 なお、災害救助法施行細則第12条により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理 大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。 3 救助に必要とする措置 知事は、救助を行うため必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、 立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則ならびに細則の定めに より公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第5条、第6条により行う指定行政 機関の長又は指定地方行政機関の長が公用令書等によって行う職務について相互に協力をしなけれ ばならない。	
175	第4章 災害復旧・被災者援護計画 (略) また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じる ものとする。 (略)	第4章 災害復旧・被災者援護計画 (略) また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 (略)	防災基本計画と の整合のため修 正 (北海道、北海 道社会福祉協議 会)
177	第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 1 被災者台帳の作成 (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。	第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供 1 被災者台帳の作成 (1) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。 また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。	防災基本計画と の整合のため修 正(北海道)
184	第1 推進計画の目的 この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 (平成16年法律第27号。以下「日本海溝特措法」という。)第5条第2項の規定に基づき、日 本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)について、日本 海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助 に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整 備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。	第1 推進計画の目的 この計画は、日本海溝特措法第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に 伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。	4頁第1節計画 の目的の修正に 伴う修正、及び文 言修正(北海道)